

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、中古住宅の流通促進による住宅ストック（既存の住宅又はその全体をいう。）の活用と空家の発生の抑制のため、予算の範囲内で高松市安心あんぜん住宅事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空家 個人が居住を目的として建築し、又は購入したが、現に居住等をしていない市内に存在する専用住宅及び併用住宅をいう。
- （2） 空家であった住宅 空家であったが、利用者が所有している専用住宅又は併用住宅をいう。
- （3） 空家バンク 空家の売却を希望する所有者等の申込みに基づき、又は同意を得て収集した空家の情報を、移住希望者等に対して、紹介するための空家の情報の登録・提供制度をいう。
- （4） 所有者等 空家に係る所有権その他の売却を行うことができる権利を有する個人（次号に該当する者を除く。）及び法人その他団体をいう。
- （5） 利用者 空家バンクを利用して、登録物件である空家を購入した個人をいう。
- （6） 状況調査 既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に沿って同基準に規定する既存住宅状況調査技術者（別表第2において「既存住宅状況調査技術者」という。）が行う既存住宅状況調査をいう。
- （7） 既存住宅売買瑕疵保険 住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下同じ。）が販売する既存住宅売買瑕疵保険（以下「保険」という。）に加入した者が、既存住宅の買主に対して保険対象部分の隠れた瑕疵の瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を負う場合において、そ

の履行による損害に対して保険金が支払われる保険契約をいう。

- (8) 保険料等 既存住宅売買瑕疵保険の保険契約者が、住宅瑕疵担保責任保険法人に支払う保険料金、検査料金、特約部分の追加検査料金及び書類審査手数料をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既存住宅状況調査事業（空家バンクに登録された空家（補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間空家バンクに登録が可能な空家に限る。）又は空家であった住宅の状況調査を行う事業をいう。以下同じ。）
- (2) 既存住宅売買瑕疵保険事業（空家バンクに登録された空家又は空家であった住宅について、既存住宅売買瑕疵保険への加入を依頼し、又は自ら既存住宅売買瑕疵保険に加入する事業をいう。以下同じ。）

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる空家又は空家であった住宅（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 第7条の規定による交付の申請の日において、空家バンクに登録されている空家又は空家であった住宅（利用者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以上居住する意思がある空家に限る。）であること。
- (2) 所有者等が補助金の交付を受けてから、3親等内の親族又はこれと同等と認められる者に売却しない物件であること。
- (3) 別荘（毎月1日以上居住の用に供するもの以外のもので、かつ、専ら保養の用に供するものをいう。）でない物件であること。
- (4) 過去に補助金の交付を受けていない物件であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空家バンクに登録された空家の所有者等
- (2) 当該年度に補助対象物件の売買契約を締結した者であって、補助対象物件に3年以上居住する意思のある利用者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から購入する利用者

(3) 第7条の規定による交付の申請の時点において本市の市税を滞納している者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額及び交付の制限については、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、香川県又は本市の他の制度による補助を受けることとなった経費は、補助対象経費から除外する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市安心あんぜん住宅事業交付申請書（様式第1号）に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請は、既存住宅状況調査事業に係る補助金については状況調査の結果の報告の日が属する年度の3月31日までに、既存住宅売買瑕疵保険事業に係る補助金については保険期間の初日が属する年度の3月31日までにしなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付決定通知書（様式第2号）及び高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付指令書（様式第3号）により、適当でないと認めるときは、補助金の交付をしないことを決定し、高松市安心あんぜん住宅事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 9 条 前条の規定による交付の指令の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付請求書（様式第 5 号）により市長に補助金の請求を行い、市長は当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 10 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（3） 誓約書の内容に違反したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。

（4） この要綱の規定に違反したとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（高松市補助金等交付規則の適用）

第 11 条 第 6 条から前条までに規定するもののほか、補助金の交付手続等において必要な書類等の整備、検査等については高松市補助金等交付規則（昭和 54 年高松市規則第 12 号）の規定を適用する。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	交付の制限
既存住宅状況調査事業	状況調査に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5 万円を上限額とする。	同一年度内においては、補助対象者 1 人につき 3 戸までとする。
既存住宅売買瑕疵保険事業	次のいずれかに該当する経費（消費税及び地方消費税を含む。） ア 所有者等である宅地建物取引業者が、保険の加入に要する保険料等 イ 所有者等である売主又は買主が、保険の被保険者となる状況調査を行う事業者 に支払う保険料等相当額	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5 万円を上限額とする。	同一年度内においては、補助対象者 1 人につき 3 戸までとする。

別表第 2（第 7 条関係）

補助対象事業	添付書類
既存住宅状況調査事業	(1) 誓約書（様式第 6 号） (2) 補助対象物件の所有権その他の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類（申請者が所有者等である場合に限る。） (3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。） (4) 検査（調査）報告書の写し (5) 申請者が、状況調査を行う事業者若しくは状況調査を仲介した宅地建物取引業者に対し状況調査に要する費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び領収証の写し イ 請求書及び銀行振込控えの写し (6) 状況調査を行った既存住宅状況調査技術者の登録証の写し (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
既存住宅売買瑕疵保険事業	(1) 誓約書（様式第 6 号） (2) 補助対象物件の所有権その他の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類（申請者が所有者等である場合に限る。） (3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。） (4) 既存住宅売買瑕疵保険の保険証券の写し (5) 住宅瑕疵担保責任保険法人又は被保険者となる状況調査を行う事業者若しくは保険の加入を仲介した宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等相当額を支払ったことを確認することのできるこれらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び預貯金通帳の写し イ 請求書及び領収証の写し ウ 請求書及び銀行振込控えの写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書

年度において高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けたいので、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、この申請に伴い、高松市が、次の確認をすることについて同意します。

- ☐ 私の住民登録状況を確認すること
☐ 私の市税の納付状況を確認すること

補助対象物件の所在地	高松市	
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)	
補助対象物件の種別	一戸建て住宅・共同住宅・その他 ()	
補助対象経費	既存住宅状況調査事業	円
	既存住宅売買瑕疵保険事業	円
補助金交付申請額	既存住宅状況調査事業	円
	既存住宅売買瑕疵保険事業	円
補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） ☐ 無し ☐ 有り ※有りの場合、次の項目を記載してください。 (補助金の名称) (受給（予定）日) 年 月 日 (補助対象経費) 円 (補助金の額) 円		

【添付書類】

- (1) 誓約書（様式第 6 号）
(2) 補助対象物件の所有権その他の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類（申請者が所有者等である場合に限る。）
(3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。）
※ 1 (4) 検査（調査）報告書の写し
(5) 状況調査を行った既存住宅状況調査技術者の登録証の写し
(6) 申請者が、状況調査を行う事業者若しくは状況調査を仲介した宅地建物取引業者に対し状況調査に要する費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類
ア 請求書及び領収証の写し
イ 請求書及び銀行振込控えの写し
※ 2 (7) 既存住宅売買瑕疵保険の保険証券の写し
(8) 住宅瑕疵担保責任保険法人又は被保険者となる状況調査を行う事業者若しくは保険の加入を仲介した宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等相当額を支払ったことを確認することのできるこれらの者が交付した次のいずれかの書類
ア 請求書及び預貯金通帳の写し
イ 請求書及び領収証の写し
ウ 請求書及び銀行振込控えの写し
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
※ 1：既存住宅状況調査事業の場合 ※ 2：既存住宅売買瑕疵保険事業の場合

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

1 補助金の交付額 円

2 交付条件

- （１） この補助金は、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- （２） 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- （３） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- （４） 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 3 号（第 8 条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付指令書

年 月 日付けで申請のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付について、次の条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 4 号（第 8 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市安心あんぜん住宅事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付については、次の理由により交付できませんので、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

交付できない理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付請求書

年 月 日付け高松市指令 第 号により交付指令のあつた高松市安心あんぜん住宅事業補助金について、次のとおり高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

請 求 金 額	円
---------	---

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協 本店・支店・ 支所・出張所 店番（ ）								
口座種目	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号						
口座名義人	(フリガナ)								

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

印

誓 約 書

高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 補助対象物件が別荘でない物件であること。

（所有者等である場合）

- 3 高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けた日から起算して、当該補助対象物件を引き続き 3 年間空家バンクに登録すること（当該期間内に売却が決定した場合を除く。）。
- 4 高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けてから、3 親等内の親族又はこれと同等と認められる者に補助対象物件を売却しないこと。

（利用者である場合）

- 5 高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けた日から起算して、3 年以上当該補助対象物件に居住すること。
- 6 補助対象物件の売買契約について、3 親等内の親族又はこれと同等と認められる者との間によるものでないこと。